

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上と収益力の向上を図るうえで、すべてのステークホルダーの信頼を得るため、経営の透明性、健全性および意思決定の迅速性の向上に取組み、コーポレート・ガバナンスを充実していくことが経営上の優先課題と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	14,713,000	45.98
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED (常任代理人 野村證券株式会社)	1,221,000	3.82
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	1,169,000	3.65
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1,132,000	3.54
三和澱粉工業株式会社	1,000,000	3.13
堀内運輸株式会社	510,000	1.59
堀内 篤	405,000	1.27
渡井 勲	140,000	0.44
日本食品化工従業員持株会	83,182	0.26
JP MORGAN CHASE BANK 385078 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	68,000	0.21

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

三菱商事株式会社 (上場:東京、名古屋、海外) (コード) 8058

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

三菱商事株式会社は、当社議決権の59.93%を保有する親会社であります。

同社から原料とうもろこしを購入しているほか、製品の販売に関する契約を締結しておりますが、取引条件等につきましては、一般的な取引と同様、市場価格等を参考に協議・交渉の上、合理的に決定しており、特別な取引条件はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

三菱商事株式会社に対する売上比率は高いものの、当社では独自の研究開発、市場開拓、販売活動に取り組むなど、自主独立した経営基本方針を保持しており、独立性は確保されております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査室(8名)が公平かつ客観的な立場で各部門における内部統制の整備状況及び運用状況の監査を行っており、監査結果については、常勤役員会で報告されております。また、内部監査を有効かつ効率的に実施するために、監査役と連携し、情報の共有に努めております。

監査役は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会ほかの重要会議へ出席するほか、重要書類を閲覧し、主要事業所に赴き業務調査を実施するなど積極的に監査を行い、経営監視機能の充実を図っております。また、「監査役監査基準」に従い、監査結果又は監査計画等について会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互連携に努めております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の結果は、被監査部門のほか必要に応じて内部統制部門に報告されており、内部統制上の問題を適時適切に解決できるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神 毅	弁護士													
伊藤 和雄	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神 毅	○	独立役員	弁護士としての専門的見地及び企業法務に関する豊富な経験に基づく適切な監査及び助言により、監査体制の中立性及び独立性が向上するものと判断し選任いたしました。また、当社及び当社の関連会社や取引先との利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。
伊藤 和雄		・親会社の従業員(現在) ・親会社との取引の概要等については、「1-4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」「1-5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」に記載	商社における豊富な経験と財務及び会計に関する知識に基づく適切な監査及び助言により、監査体制の強化・充実が図れるものと判断し選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

1 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では必要性がないため

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度の当社取締役及び監査役に対する報酬等の総額は、取締役に対し109百万円、監査役に対し27百万円であり、このうち社外役員(社外取締役及び社外監査役)に対する報酬等の総額は3名5百万円であります。また、報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額5百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、当社所定の基準に従い決定しております。基準には基本報酬及び賞与の算定方法を定めており、取締役会の決議によってこれを決定しております。

なお、平成21年6月26日開催の第88期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額250百万円以内、監査役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

連絡は取締役会開催の都度、電話・メールにて連絡。資料等は事前に配布し、必要に応じて事前説明を実施。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状の体制の概要

当社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、取締役4名で構成され、年9回の定例開催のほか必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

同会は、取締役社長が議長を務める経営の最高意思決定機関として、法令に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、当社及び子会社の業務執行状況の監督を主な役割としております。

常勤役員会は、常勤取締役3名、執行役員5名及び常勤監査役1名の計9名で構成され、月1回開催しております。同会は、業務執行機関として業務執行に関する重要事項の決定を主な役割としております。

なお、当社は執行役員制度の導入により、経営の意思決定と業務執行を分離し、機動的かつ効率的な経営体制の強化を図っております。

監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名の計3名で構成されております。同会は、監査方針、監査計画を決定し、それに基づき、各監査役は取締役会ほか重要会議への出席並びに審議状況の監視、取締役からの営業報告聴取、会計監査人の報告聴取、当社及び子会社の業務、財産状況の調査ほかを行っております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムのひとつとして内部監査制度を設け、内部監査室が定期的に各部門の業務遂行状況を監査しております。

その他、顧問弁護士等から法律上の問題に関し適時助言、指導を受けられる態勢を設けているほか、会計監査人との監査契約に基づき厳格かつ適正な会計監査を受けております。

(3) リスク管理体制の整備状況

当社は、「リスク管理規則」、「危機管理取扱規則」及び「危機管理マニュアル」を整備し、危機の未然防止、危機発生時の対応、再発防止等、危機に対応するための体制づくりを進めております。

また、事業活動のあらゆる場面においてすべての役員、従業員が高い遵法意識、倫理観に基づき行動できるよう、「コンプライアンス規則」、「役員行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の拡充を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では2名の社外監査役を含む監査役全員が取締役会に出席し、経営に対する適切な監視がなされていると判断しております。さらに、常勤監査役は重要会議のすべてに出席しているほか、経営者との情報交換や業務監査等を実施しており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分に確保できると判断し現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	例年、集中日の前日に開催

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、業績概要、株式情報等の各種情報を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務・経理部及び総務・経理担当各執行役員	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規則」、「役職員行動規範」
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムに関する国際標準規格ISO14001を富士・水島両工場で認証取得済 環境方針、環境への取り組みをホームページに掲載
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス規則」、「役職員行動規範」

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令、定款及び社規社則を順守し、社会倫理に適合する誠実な行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、職務遂行にあたり順守すべき基本的事項を定めた「役職員行動規範」を堅持し、取締役及び使用人への周知徹底を図る。
 - (2) コンプライアンスオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議及び法令順守体制の整備を行なう。
 - (3) 内部監査室によるモニタリング及び内部通報制度の導入により、コンプライアンス違反を早期に発見し、適切な是正措置及び再発防止策を講じる。
 - (4) 財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ正当な評価ができる財務報告に係る内部統制システムを構築し、適切に運用する。
 - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、各自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例に従い毅然とした態度で対応する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程並びに法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理させる。
 - (2) 上記情報の保存及び管理は、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態で行なう。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業活動に伴なう各種リスクを品質リスク、市場リスク、環境リスク等に分類し、各リスクの管理責任者がリスクの分析及び対応策を策定する。また、リスク管理委員会を設置し、全社的なレベルから各リスクの対応策について検討するとともに、災害その他の危機発生時の対応策を整備する。
 - (2) 重大な危機が発生した場合は、危機対策本部を設置し、危機管理マニュアルに従い適切に対応する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会で決定した目標の進捗状況を取締役会において確認し、目標達成の実効性を確保する。
 - (2) 取締役会は、各取締役の職務執行範囲を定めるとともに権限に関する規程に基づき使用人への権限委譲を認め、効率的な職務執行を実現する。
- 5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 親会社と連携し、業務の適正を確保するための必要な体制を整備する。
 - (2) 子会社の主管部門を定めるとともに取締役や監査役の派遣等を通じて、子会社の業務執行、リスク管理及び法令、社規則等の順守について監督、指導する。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役から補助すべき使用人の派遣要請があった場合は、監査役と協議の上、必要な使用人を配置し、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事評価、人事異動については監査役の意見を聴取の上、決定する。
- 7 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、職務執行に関して、著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、直ちに監査役に報告する。
 - (2) 監査役が取締役会その他重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、議事録を提出する等監査役の職務執行に必要な協力をする。
 - (3) 監査役が定期又は不定期の事業に係る報告の要請に適切に応じる。
 - (4) 監査役への情報を提供した使用人もしくは内部通報者に対して不利益な処分は行わない。
- 8 その他監査役が効率的に監査が行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役が職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続と、その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を確保する。
 - (2) 監査役が効率的に監査が行われるために、取締役、使用人、会計監査人と定期的に情報、意見を交換できる機会を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応することを基本方針とし、その旨を役職員行動規範に定め、役員及び従業員への周知徹底を図る。また、警察等と連携し、地域社会における反社会的勢力を排除するための組織的取組みに積極的に協力する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1 基本方針

株主・投資者に対し、最新の会社情報を迅速、正確かつ公平に提供するために、東京証券取引所が定める適時開示規則を正確に理解するとともに、以下に則り適切な情報開示を行う。

2 適時開示に係る社内体制

(1) 情報収集

当社の発生事実に関する情報を総務部が情報収集担当部署として一括して収集します。

(2) 情報の分析

総務部は収集した情報の内容を精査するとともに、適時開示規則及び関連法令等に基づき、任意開示の是非も含め情報開示の要否について検討します。

検討にあたっては、発生事実が事業運営、経営成績又は財務状態に及ぼす影響を把握するため、必要に応じて経理部に相談・確認を行います。

(3) 開示資料の作成及びチェック体制

検討の結果、開示が必要と判断した場合又は東証が定める決定事実に該当する場合、投資判断への影響等も考慮した上で、総務部又は経理部が適時開示規則に則り開示資料を作成します。

開示資料は、総務部長又は経理部長及び情報取扱責任者（総務・経理担当執行役員）のチェックを経て、必要に応じて常勤役員会及び取締役会で審議します。

また、東証の当社担当者に開示資料を送付するとともに、決定又は発生事実の詳細な内容及び開示資料の作成に至った経緯等を説明し、その内容確認を行います。

(4) 開示

総務部又は経理部が、適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて東証に送付し、開示します。加えて、情報提供の公平性を強化する目的から、東証の開示と同時に当社ホームページに開示資料を掲載します。

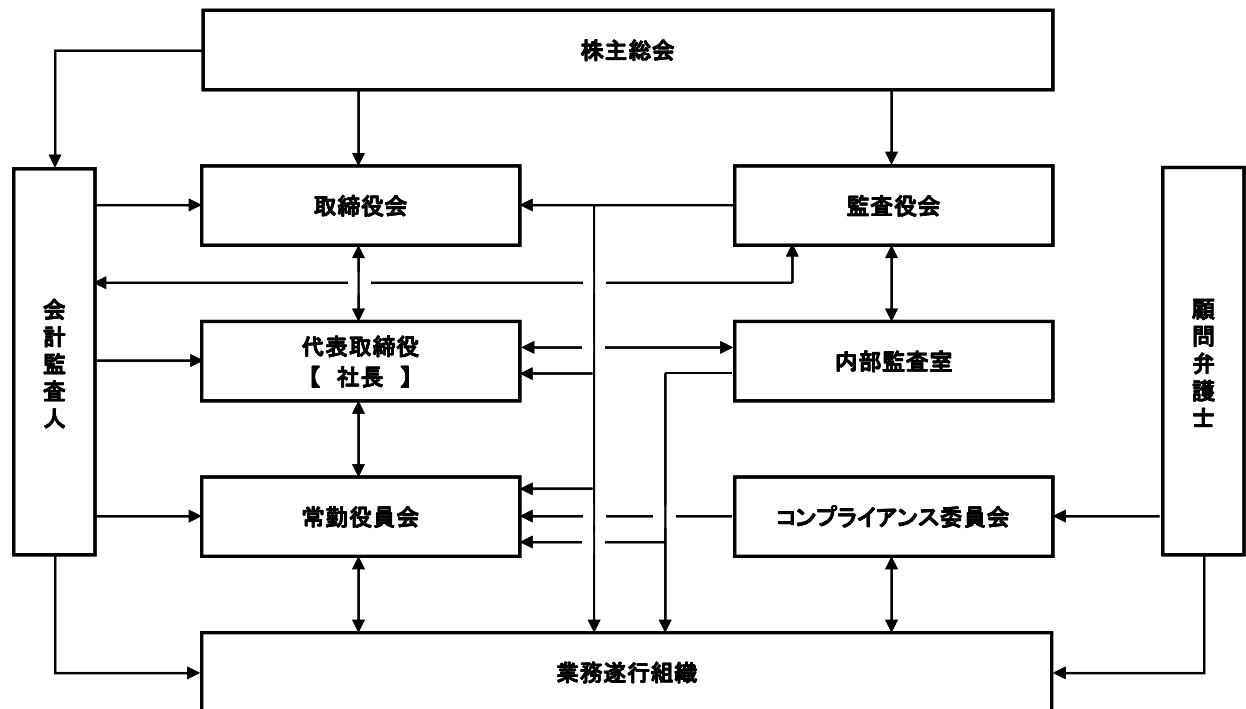
(5) 教育・周知

総務部は、社内各部署に対し適時開示の重要性を周知するとともに、自部署で適時開示に該当する事実が発生あるいは発生が予想される場合に、速やかに総務部長宛に通知するよう周知しております。

(6) モニタリング

内部監査室は、適切に適時開示が実施されているかどうかについて、総務部及び経理部に対し定期的にモニタリングを行い、必要に応じて改善指導を行います。

コーポレート・ガバナンスの体制図



適時開示に係る社内体制

